

令和元年度伊万里港輸出コンテナ助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 佐賀県伊万里港振興会会長（以下「会長」という。）は、伊万里港七ツ島国際コンテナターミナル（以下「伊万里港」という。）を利用する荷主に対し、予算の範囲内において助成金を交付することとし、その助成金については、この要綱の定めるところによる。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付の対象となる者は、次の各号に掲げる要件を満たす荷主とする。

- (1) 国内に事業所を有し、1年以上事業活動を継続している事業者であること。
- (2) 助成対象期間内に、伊万里港から輸出するコンテナ貨物取扱量（内航フィーダー輸送により国際コンテナ戦略港湾を経由して輸出するコンテナ貨物を含む。1コンテナに満たない小口混載貨物及び空コンテナの取扱量を除く。以下「輸出コンテナ取扱量」という。）が、平成30年度の輸出コンテナ取扱量と比較して増加した事業者であること。

2 前項に規定する事業者のうち、貨物利用運送事業者を介して輸出を行っている場合には、実質上の輸出者を助成対象者とする。

3 第1項に規定する事業者の合意があれば、第1項の以外の者も助成対象者になることができるものとする。

(助成対象期間)

第3条 助成対象期間は、平成31年3月1日から令和2年2月29日までとする。

ただし、助成金の交付決定額の累計が予算額を超える場合は超過した助成対象月分については交付しないものとする。

(助成金の額等)

第4条 助成金の額は、平成30年度の輸出コンテナ取扱量と比較して増加した1TEUにつき10,000円とする。ただし、リーファーコンテナについては、1TEUにつき15,000円とする。

2 助成金の額は、1事業者につき500,000円を上限とする。ただし、リーファーコンテナについては、1事業者につき750,000円を上限とする。

3 助成対象期間内に複数の交付申請があったため、交付すべき額が予算額を超えることとなる助成対象月は、それぞれに交付すべき額により予算残額を案分して交付するものとする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、助成対象期間内の1か月分を1申請とし、助成対象月の翌月15日までに、伊万里港輸出コンテナ助成金交付申請書（様式第1号）に必要書類を添付して、会長に提出しなければならない。

（交付決定）

第6条 会長は、前条の申請書を受理した場合において、内容を審査した結果、要件を満たしていると認めるときは、当該申請者に伊万里港輸出コンテナ助成金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（請求及び交付）

第7条 申請者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに伊万里港輸出コンテナ助成金交付請求書（様式第3号）を会長に提出しなければならない。

2 会長は、前項の請求書の提出があったときは、その内容を確認し、当該請求書を受理した日から30日以内に助成金を交付するものとする。

（決定の取消し等）

第8条 会長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した助成金の全部若しくは一部を返還させることができるものとする。

- (1) 偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたとき。
- (2) 前号に掲げるもののほか、この要綱に違反する行為があったとき。

（補則）

第9条 この要綱に定めるもののほか、助成金の交付等に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年5月13日から施行し、令和元年度分の助成金から適用する。